

国 地 契 第 6 号
平成26年5月16日

各地方整備局長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

「工事請負業者選定事務処理要領」の一部改正について

今般、建設業者の社会保険等未加入対策については、「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」(平成26年5月16日付け国地契第4号、国官技第23号、国営管第40号、国営計第11号、国土建第8号、国港総第34号、国港技第7号、国空予管第49号、国空安保第31号、国空交企第54号、国北予第5号)のとおり行うこととしたところである。

これを踏まえ、今般、「工事請負業者選定事務処理要領」(昭和41年12月23日付け建設省厚第76号)の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

第5第2項第9号を次のように改める。

九 総合評定値通知書の写し(告示第一の四の1(一)に規定する雇用保険(以下「雇用保険」という。)、(二)に規定する健康保険(以下「健康保険」という。))及び(三)に規定する厚生年金保険(以下「厚生年金保険」という。)の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証する書類)

同条第3項「受け付けるものとする」の下に「(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証する書類を併せて提出するものとする。)」を加える。

附 則

この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌す

る工事の請負契約を平成27年度以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。